速やかに対応すべき課題

ドローンの所有者等の把握のための制度の創設

- 機体の墜落や所在不明等の事案が発生しているところ、墜落等により所有者等から機体が分離した場合、我が国においては所有 者情報と機体情報を登録し、機体に個別の番号を付与させる制度がないため、その飛行が不適切な事案であったとしても機体の 所有者等を特定することができない。
- また、今後より一層の利活用の拡大に伴い、安全上必要な措置を所有者等に講じさせる必要が生じた場合にも、無人航空機の 機体情報と所有者等を把握する手段がないため、適切な対策をとることができない。

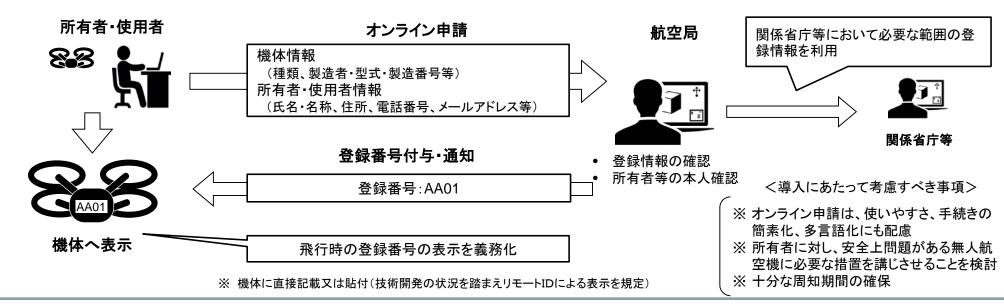
	平成28年度	平成30年度
航空局に報告のあった事故等	55件	79件
航空法違反で検挙された事案	36件	82件



安全を損なう飛行や不適切な飛行事案があった場合に 適切に対処するためには、無人航空機の所有者等を把 握するための制度の速やかな創設が必要

制度のイメージ

○ 機体墜落時等の所有者の把握、安全上の措置を所有者等に講じさせる等の必要性に鑑み、早期に登録制度を創設



空港におけるドローン対策の強化

● 小型無人機等飛行禁止法においては、国の重要施設上空におけるドローンの飛行を禁止し、警察官等による 飛行の妨害・機器の破損等の措置を規定。

飛行禁止の対象施設

- ①国の重要な施設等(総理官邸等)
- ②外国公館等
- ③原子力事業所
 - **+** ←

前通常国会の法改正で追加。

- ④防衛関係施設(自衛隊及び米軍)
- ⑤ラグビーW杯大会及び東京オリパラ大会 関係施設
- ⑥関係者の輸送に際し使用される主要 国際空港 ■

大会期間中 の時限措置



- 空港を、恒久的な対象施設とする。
 - ・国内外における不法侵入事案の発生
 - ・空港機能停止による社会的・経済的影響回避
- **■** その他の重要インフラ(ダム、コンビナート等)については引き 続き検討